一年魚しまあじ養殖業（令第十三条第二十一号に掲げる小割り式一年魚しまあじ養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式二年魚しまあじ養殖業（令第十三条第二十二号に掲げる小割り式二年魚しまあじ養殖業をいう。以下同じ。）の項中「第十三条第二十一号」を「第十三条第二十三号」に、「及び小割り式二年魚しまあじ養殖業（令第十三条第二十二号」を「、小割り式二年魚しまあじ養殖業（同条第二十四号」に改め、「小割り式二年魚しまあじ養殖業をいう。以下同じ。）」の下に「及び小割り式三年魚しまあじ養殖業（同条第二十五号に掲げる小割り式三年魚しまあじ養殖業をいう。以下同じ。）」を加え、同表小割り式二年魚くろまぐろ養殖業（令第十三条第二十八号に掲げる小割り式二年魚くろまぐろ養殖業をいう。以下同じ。）、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業（令第十三条第二十九号に掲げる小割り式三年魚くろまぐろ養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式四年魚くろまぐろ養殖業（令第十三条第三十号に掲げる小割り式四年魚くろまぐろ養殖業をいう。以下同じ。）の項中「第十三条第二十八号」を「第十三条第三十一号」に、「令第十三条第二十九号」を「同条第三十二号」に、「令第十三条第三十号」を「同条第三十三号」に改める。

第六十二条第三項中「てん補する」を「塡補する」に改め、「百分の十五」の下に「（第六十九条の三の特約を付しているものにあつては、百分の十）」を加える。

第六十七条の見出し中「てん補」を「塡補」に改め、同条中「かわはぎ」を「かわはぎ等」に改める。

第六十八条の二の表小割り式さけ・ます養殖業の項中「細菌性じん臓病」を「細菌性腎臓病」に改め、同表小割り式ふぐ養殖業の項中「小割り式ふぐ養殖業」を「小割り式二年魚ふぐ養殖業及び小割り式三年魚ふぐ養殖業」に改め、同表小割り式一年魚すずき養殖業及び小割り式二年魚すずき養殖業の項中「及び小割り式二年魚すずき養殖業」を「、小割り式二年魚すずき養殖業及び小割り式三年魚すずき養殖業」に改め、同表小割り式一年魚しまあじ養殖業及び小割り式二年魚しまあじ養殖業の項中「及び小割り式二年魚しまあじ養殖業」を「、小割り式二年魚しまあじ養殖業及び小割り式三年魚しまあじ養殖業」に改める。

第六十九条の三中「百分の十五（特定第三号養殖業（同条第二項第三号の特定第三号養殖業をいう。）に係る共済契約については、指定割合（同号の指定割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の十五を超える場合にあつては、当該指定割合）」を「百分の十」に、「数量を超える」を「数量以上である」に改める。

第六十九条の五を削る。

第七十一条の九第二項中「のり等養殖業をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「さく単位」を「柵単位」に改め、「わかめ養殖業をいう」及び「こんぶ養殖業をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「）及びほたて貝養殖業（同条に規定するほたて貝養殖業」を「以下同じ。）、ほたて貝等養殖業（同条に規定するほたて貝等養殖業をいう。以下同じ。）、うに養殖業（同条に規定するうに養殖業をいう。以下同じ。）及びほや養殖業（同条に規定するほや養殖業」に改め、「くい打ち式養殖施設単位」の下に「、くるまえび養殖業（同条に規定するくるまえび養殖業をいう。以下同じ。）にあつては養殖池単位」を加える。

第七十一条の十四の表真珠母貝養殖業、ほたて貝養殖業及び特定かき養殖業の項中「ほたて貝養殖業及び特定かき養殖業」を「ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業」に改める。

第七十八条第六号中「第十九条第六号」を「第十九条第七号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「第十九条第四号」を「第十九条第五号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十九条第三号」を「第十九条第四号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　くい打ち式養殖施設（令第十九条第三号に掲げるくい打ち式養殖施設をいう。以下同じ。）

第七十九条第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　くい打ち式養殖施設にあつては、その損壊

第八十九条第一項の表ほたて貝養殖業に供用するいかだの項及びほたて貝養殖業に供用するはえ縄式養殖施設における幹縄の項中「ほたて貝養殖業」を「ほたて貝等養殖業、うに養殖業及びほや養殖業」に改め、同条に次の一項を加える。

4　令第二十五条第一項第三号の養殖池の共済責任期間中における最高の面数は、その面積が千平方メートルの養殖池を単位とし、かつ、養殖池の面数がその面積に比例するものとして換算して算定するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日前の日である漁業共済事業に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

○防衛省令第六号

防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）第四条の規定に基づき、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行に伴う自衛官等の平均給与額計算の特例を定める省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日　　防衛大臣　田中　直紀

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行に伴う自衛官等の平均給与額計算の特例を定める省令

1　平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間（次項において「特例期間」という。）における防衛省職員の災害補償に関する省令（昭和四十一年総理府令第四十九号）第一条の規定の適用については、同条第一号中「額」とあるのは「額）から、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下この条において「給与改定法」という。）第十九条第二項に定める額（法第四条第四項ただし書の規定の適用を受ける自衛官にあつては、給与改定法第十九条第三項第一号に定める額）、給与改定法第十九条第四項において準用する給与改定法第九条第二項第三号に定める額及び給与改定法第十九条第四項において準用する給与改定法第九条第二項第六号に定める額の合計額を減じた額」と、同条第二号中「加えた額」とあるのは「加えた額から、給与改定法第十九条第六項に定める額を減じた額」と、同条第三号中「加えた額」とあるのは「加えた額から、給与改定法第十九条第六項に定める額を減じた額」とする。

2　特例期間における防衛省職員の災害補償に関する省令附則第二項の規定の適用については、「定める額の合計額」とあるのは、「定める額の合計額と、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下この号において「給与改定法」という。）第十九条第八項において読み替えて適用する同条第二項に定める額、同条第八項において読み替えて適用する同条第四項において準用する給与改定法第九条第二項第三号に定める額及び給与改定法第十九条第四項において準用する給与改定法第九条第二項第六号に定める額の合計額との合算額」とする。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。